



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
 弁護士 中馬 康貴
 (兵庫県弁護士会所属)



第128回 令和3年特定商取引法改正(通信販売における詐欺的商法への対策)

1 令和3年改正特定商取引法とは？

令和3年改正特定商取引法は、①通信販売における詐欺的商法対策、②クーリングオフ通知及び事業者が交付すべき書面のデジタル化、③送り付け商法対策を主な改正項目としていますが、本稿では、本年6月1日に施行予定である①の項目のうち、広告時及び契約申込時の表示規制を取り上げます。

2 広告時の表示規制

現行法上、既に広告時における表示義務が定められています(契約の主な事項に関するもので、ホームページ等では「特定商取引法に基づく表示」として表示していることが多いです)。

今回の法改正では、①契約の事項に「申込み期間」があれば、その旨及びその内容を表示することが新たに義務付けられ、また、②「申込みの撤回・解除に関する事項」については、現行法上売買契約のみが対象となっていました。役務提供契約についても同様の表示が義務付けられました。

3 契約申込時の表示規制

通信販売における契約の申込段階においては、①一定の事項の表示(商品役務の分量、対価、支払時期、引渡し時期、契約の解除に関する事項)を義務付けるとともに、②消費者を誤認させるような表示を禁止する規定が新設されました¹。また、これらの義務に違反した場合、従前の行政処分の対象になることに加え、罰則規定及び法違反表示により消費者が誤認した場合の取消権も創設されたことにも注意が必要です。

そして、②「消費者を誤認させる表示」については、以下のケースが考えられます(なお、消費者庁が定める「通信販売の申込み段

階における表示についてのガイドライン」に詳細な解説があります)。

【有償の契約の申込みとなることについて誤認させるような表示の例】

- ・「プレゼント」等、消費者に無料であると認識させる表示があるにもかかわらず、目立たない字で有償の契約である旨の記載がある場合
- ・「送信する」「次へ」「参加する」等のボタンが、実際は契約の申込みとなるボタンであった場合

【契約内容の表示事項について誤認させるような表示の例】

- ・低額な初回の金額を強調する一方で、2回目以降の金額を小さな文字あるいは離れた場所に目立たない形で表示することによって、定期購入契約ではないと誤認させるような場合
- ・「お試し」と表示されているにもかかわらず、実際は定期購入契約となっていたり、解約に条件が付されている場合
- ・「いつでも解約可能」と表示されているにもかかわらず、実際は解約条件が付されており解約が容易でない場合

4 改正の背景

今回、通信販売にフォーカスした改正がなされた背景として、①サブスクリプションサービスの広がり、②コロナ禍による通信販売の利用増が挙げられます。実際、通信販売の定期購入に関する相談件数も増加傾向にあったため、消費者保護の観点から今回の法改正がなされました。

¹ 規制対象となるのは①業者が定める様式の書面による申込み、②インターネットによる申込みです。テレビショッピング等、電話で行う申込みは規制の対象に含まれません。